

「平成 26 年度低コスト・低負荷型土壤汚染調査対策技術検討調査」 対象技術の募集要綱

1. 目的

土壤汚染の状況を把握するための調査や汚染の除去等の措置には、多額の費用を要し、環境中に大きな負荷をもたらすことがあります。このため、土地の所有者等による土壤汚染の調査や汚染の除去等の措置を促進し、周辺住民にとって安全な環境を確保するためには、より低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術を実用化し、普及させることが必要です。

本調査では、民間企業等からの優れた低コスト・低負荷型の土壤汚染調査・対策技術の提案を募り、実用可能性の高い技術を有識者からなる検討会において選定します。選定された技術を委託調査として実証試験を実施し、有識者からなる検討会において技術の低コスト・低負荷型等を評価し、画期的な技術の開発及びその成果の普及促進を図ることを目的としています。

2. 提案の要件

2-1. 公募技術の対象物質

土壤汚染対策法に定める特定有害物質（25 物質）、ダイオキシン類及び鉍油類による土壤汚染を対象とします（放射性物質による土壤汚染は除く）。

2-2. 公募対象となる技術

2-1 の土壤汚染を効率的に調査あるいは処理することができ、類似又は同種の技術と比較して低コスト・低負荷等の特性を有した以下に掲げる技術を対象とします。

- 土壤汚染の調査に係る簡易・迅速な測定技術
- 浄化技術
- 封じ込め技術
- 汚染土壤中の重金属等の再利用に資する技術

特に開発の必要性の高い技術は以下のとおりであり、有識者からなる検討会における選定時に評価します。

- ① 土壤汚染対策法に定める特定有害物質（PCBを除く）及び鉍油類
汚染土壤の搬出を伴わない区域内措置に係る技術。特にバイオオーグメンテーション※、工場等の操業中の段階から計画的に土壤汚染対策に取り組むための原位置での処理技術、狭隘な土地でも活用できる技術。
- ② ダイオキシン類及びPCB
区域内措置に係る化学処理技術、生物処理技術※又は光触媒を活用した除去技術。

※「微生物によるバイオレメディエーション利用指針」に基づき安全性の確認を受けている技術に限る。

2-3. 技術の実証試験場所

選定された技術については、平成 26 年度に実証試験を提案者により行っていただきます。実証試験場所が実汚染サイトであることが必要です。一方、対策技術については、実汚染サイトで浄化等を行う場合、汚染土壌を処理施設に持ち込んで浄化等を行う場合のいずれも対象とします。

2-4. 提案者（機関）の要件

2-4-1. 対象機関

提案の公募は、以下の機関を対象としています。なお、提案者は、実証試験を自ら実施するために必要な体制（実証試験設備の保有又はその利用の確保等）を有していることが必要です。

また、提案は 1 機関により行っていただきます。ただし、試験の実施に際しては、提案者が直接行うことのできない又は直接行うことが適切でない場合には、実証試験に係る経費の 5 割未満を分担する他機関を再委託先として実施体制に組み込むことは可能です。

《対象とする機関》

- 独立行政法人
- 学校教育法に基づく大学
- 民間企業（日本の法人格を有すること）
- 公益社団法人及び公益財団法人
- 一般社団法人及び一般財団法人
- 特例民法法人
- 特定非営利活動法人
- 上記に該当しないが、実証試験に必要な設備・研究者を国内に有する者

2-4-2. 契約締結までに満たすべき要件

契約を締結するまでに以下の①～⑦の要件をすべて満たすことが必要です。

- ① 予算決算及び会計令第 70 条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- ② 予算決算及び会計令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- ③ 環境省から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④ 平成 25・26・27 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」（「調査・研究」に限る）の競争参加資格を契約締結時点において取得している者であること。
- ⑤ 国又は独立行政法人等の調査費等により、提案課題と同種の実証試験を同時に行っていないこと。
- ⑥ 実証試験を実施する場所又は試料土壌を確保できること。実汚染サイトにおいて浄化等を行う場合は、そのサイトが国内にあること、汚染土壌を処理施設に持ち

込んで浄化等を行う場合は、当該汚染土壌が日本国内で発生したものであることとします。

- ⑦ 実証試験を実施する場所又は汚染土壌を搬出する場所を管轄する都道府県（土壌汚染対策法に定める政令市で行う場合は当該政令市）の承諾が得られていること。承諾の概要を明らかにした資料の提出を適宜求める可能性があります。

2-4-3. 統括責任者等の特定

実証試験を円滑に行うため、以下の要件に適合する統括責任者及び研究代表者が特定されていることが必要です。

① 統括責任者

資金的・人的な責任を負うことのできる者であって、原則として提案者の役員に相当する者であることが必要です。なお、研究代表者との兼務は可能です。

② 研究代表者

実証試験全体の進行管理等に責任を持ち、提案課題に係る研究分野について十分な実績、知識及び見聞を有する者であって、日本語により実証試験の内容を説明できる者であることが必要です。研究代表者は提案者に常時、在籍することを条件とします。

3. 実証試験について

3-1. 実証試験の期間

実証試験課題については、環境省と提案者との間で委託契約を締結します。委託費は、当該契約締結以後に実施する実証試験に係る経費に使用することができます。実証試験の期間は原則1年とし、契約締結日から平成27年3月20日（金）（予定）までとしますが、契約締結日までに平成26年度の予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、予算成立日以降を契約締結日とします。また、暫定予算になった場合は、全体の契約に対する暫定予算の期間分のみの契約とすることもあります。

3-2. 実証試験の実施

提案者は原則、提案通りに実証試験を実施していただきます。また、実証試験の実施に係る詳細については、検討委員及び環境省の指示に従っていただきます。実証試験の対策効果の確認等評価に必要な分析は、別途環境省から委託する者によって行います。ただし、実証試験を進める上で必要な分析については、提案者が自ら行っていただきます。

3-3. 実証試験終了時評価

実証試験終了後、報告書のとりまとめを行っていただくとともに、検討会において成果を報告し、評価を受けていただきます。なお、実証試験終了時において、当初計画に掲げた目標よりも高い成果をあげ、かつ、その成果が実用化される見込みが高いものの、そのためには追加的な検討調査を特に要すると判断される場合は、次年度の契約を締結することがあります（単年度契約であって最大2年間の延長）。ただし、次年度の契約は、所要の予算措置

が講じられた場合に行い得るものであり、次年度の「予算見込み額」に比較して大幅な予算額の変更等が生じたときは、契約を締結しないことがあります。本調査において環境省が負担する経費は、以下のとおりです。

3-4. 実証試験の委託費の規模

委託上限額は、年間 2,000 万円程度を予定しています。ただし、選定された技術数に応じた委託費の合計も上限額を超えないものとしています。また、実証試験の対策効果確認等に必要な分析費用を含むものとします。なお、契約金額については、選定後の契約前に実証試験実施計画を精査した上で、委託費を決定させていただきますので、必ずしも提案金額とは一致しません。

3-5. 委託費の内訳

本調査において、環境省が負担する経費は、以下のとおりです。

3-5-1. 人件費

本調査に直接従事する者の直接作業に要する時間に対して支給される給与、諸手当及び賞与について計上できます。

3-5-2. 業務費

本調査の業務費として、以下の費目について計上できます。

① 旅費

当該調査に直接必要な国内出張及び海外出張に係る交通費、宿泊費、日当等の経費を計上できます。

② 諸謝金

当該調査に直接必要な検討委員会等に出席した外部協力者に対する謝金又は報酬並びに執筆料等を計上できます。

③ 会議費

当該調査に直接必要な検討委員会等の開催に伴う会場借料、機材借料及び飲料費等を計上できます。

④ 備品費、借料及び損料

備品費は、当該調査に直接必要となる物品の購入・製造に必要な経費を計上できます。借料及び損料には、当該調査に直接必要な機械器具類等のリース・レンタルに係る経費又は当該調査を実施するに当たり直接必要となる物品、不動産等の借料を計上できます。

なお、提案者の事務所の家賃や共用部分等の当該調査のみに使用していると認められない部分の経費については一般管理費に含むこととし、借料として計上できません。

⑤ 賃金

当該調査を実施するために必要な業務補助を行う補助員に対する賃金を計上できます。

⑥ 消耗品費

当該調査に直接必要な物品であって、備品費に属さないもの（消耗品は 5 万円未満の物

品であるか、又は5万円以上であっても比較的長期（おおむね2年）の反覆使用に耐えない物品、比較的長期の反覆使用に耐えるが比較的破損しやすい物品及び2年を限度としてその用を足さなくなる物品をいう。）に係る経費を計上できます。

⑦ 通信運搬費

当該調査に直接必要な物品等の運搬費用、郵便料、データ通信料等に係る経費を計上できます。

なお、通信運搬費として計上できる経費は当該調査に直接必要であることを証明することができるものとします。提案者が当該調査以外にも使用している電話等の料金については一般管理費に含むこととし、通信運搬費として計上できません。

⑧ 印刷製本費

当該調査に直接必要なパンフレットや検討会資料等の印刷物、報告書の製本等に係る経費を計上できます。

⑨ 雑役務費

当該調査の主たる部分の実施に付随して必要となる諸調査に係る経費（当該調査に必要な機器のメンテナンス費、速記料、通訳料、翻訳料等）を計上できます。

⑩ 外注費

当該調査を行うために必要な調査のうち、提案者が直接行うことのできない調査、直接行うことが適切でない調査を他社へ委託して行わせるために必要な経費を計上できます。

3-5-3. 一般管理費

当該調査を行うために必要な経費のうち、当該調査に要した経費としての特定が難しいものについて、契約締結時に一定割合で認められる経費です。役職員の手当や管理部門等の管理費、事務所の家賃、光熱水料、回線使用料、汎用文具等に要する経費で当該調査に要する経費として特定することが難しいものの、一定の負担が生じている経費として計上できます。

$$\text{一般管理費} = (\text{人件費} + \text{業務費} - \text{外注費}) \times \text{一般管理费率}^{\ast}$$

※一般管理费率については、提案者の内部規程等で定める率又は合理的な方法により算出したと認められる率を使用することを原則としますが、提案者において使用する率の内部規程等が存在しない場合又は合理的な算出が困難な場合は、環境省が定める率（15%）を使用することとし、その比率内の経費を計上することとします。

4. 提案技術の選定方法

提案された技術については、有識者からなる検討会において評価を行い、実証試験の対象課題（以下「実証試験課題」という。）として選定されます。

4-1. 提案技術の評価

評価の手順は以下のとおりです。

① 検討会による書面評価（1次評価）

検討会の委員が提案書の内容の評価を行い、面接評価の対象を選定します。

② 検討会による面接評価（2次評価）

1次評価において選定された提案者は、検討会において提案者から提案内容に関するプレゼンテーションを日本語にて行っていただき、委員からの質問に答えていただきます。検討会は、提案者によるプレゼンテーション及び質疑応答の回答内容の評価し、実証試験課題を選定します。

4-2. 評価項目

4-1 の評価は、下記の視点から行われます。括弧内は各項目における点数配分です。

① 技術の有効性（10点）

汚染土壌の調査又は対策を確実に行うことができ、副産物を含めた物質フロー（反応経路及び排出経路）が明らかであること。

② 技術の新規性又は応用性（10点）

新規性があること、又は既存の技術の改良や組み合わせ等により画期的な効果が得られること。

③ 技術の実用性（10点）

既に実証試験段階にあると認められること。また、対応できる汚染土壌の性状（含水率、土質等）が広く、施行が容易であること。

④ 技術の経済性（10点）

他の類似技術又は同種の技術と比べて経済的な優位性が期待されること。技術の普及性、波及性に富んでいること。

⑤ 技術の環境負荷度（10点）

他の類似技術又は同種の技術と比べて環境負荷が低いこと。また、対策技術については、周辺環境への二次影響の防止対策が考慮されていること等、関係自治体や住民の理解を得ることができると認められる技術であること。

⑥ 実証試験計画（10点）

実証試験計画（手法・工程・費用等）が、実証試験終了時における目標達成に向けて必要かつ適切なものとなっていること。

⑦ 実証試験体制（10点）

担当者の実績、能力及び資格等が実証試験を実施するに当たり妥当であること。

⑧ 事業化計画（15点）

成果を活用した事業を実施するための具体的かつ実行可能な計画（市場の詳細調査、販

路開拓、販売促進、これらに必要な自己負担計画額等) が具体的な根拠に基づいて作成されていること。

また、2-2 の①及び②に該当する提案技術については、表-1 に示すとおり、最大 15 点を加算します。

表-1. 評価項目及び点数配分

評価項目	加算項目	
	特定有害物質 (PCBを除く) 及び鉱油類	ダイオキシン類及びPCB
技術の有効性 (10 点)	<ul style="list-style-type: none"> ● バイオオーグメンテーションの場合 (5 点) ● 操業中でも活用できる原位置処理技術の場合 (5 点) ● 狭隘な土地でも活用できる技術の場合 (5 点) <p>※全てに該当する場合は 15 点</p>	<p>オンサイトでの化学処理技術、生物処理技術、又は光触媒を活用した除去技術に該当する場合 (15 点)</p>
技術の新規性又は応用性 (10 点)		
技術の実用性 (10 点)		
技術の経済性 (10 点)		
技術の環境負荷度 (10 点)		
実証試験計画 (10 点)		
実証試験体制 (10 点)		
事業化計画 (15 点)		
合計 100 点満点		

※評価項目について、10 点満点である場合は、A (10 点)、B (8 点)、C (6 点)、D (4 点)、E (2 点) で評価。15 点満点である場合は、A (15 点)、B (12 点)、C (9 点)、D (6 点)、E (3 点) で評価。

4-3. 実証試験課題の決定通知

1 次評価及び 2 次評価の結果については、環境省から提案者へ書面にてお知らせします。その際、不採択となった提案技術については不採択理由を併せて通知します。

4-4. 検討会委員の公表

評価の透明性及び公平性を高めるため、1 次評価及び 2 次評価等を実施する検討会の委員名簿を、実証試験課題の公開に併せて公表します。

4-5. 検討会委員への接触の禁止等

提案者やその関係者が、実証試験課題の選定を行う委員に直接接することのないようにお願いします。このような行為を行ったことが判明した場合は、提案技術を評価対象から除外するなどの措置をとります。

なお、検討会の委員が提案者の利害関係者であった場合、当該委員は当該技術の評価者評価から排除することとしています。

5. 実証試験成果の取扱いについて

5-1. 実証試験成果の公表

環境省は、本調査による実証試験の成果を積極的に公開し、その普及活動に努めることとしています。また、受託者は、自ら成果の公開、普及に努めていただくとともに、必要に応じて環境省に協力していただきます。受託者が実証試験の内容や成果を公表する場合は、事前に環境省に連絡するとともに、本調査を活用している旨を公表する文書に明記していただきます。

5-2. フォローアップ調査等

平成 26 年度末に提出される報告書の他に、実証終了後 10 年間の実用化・普及に向けた取組の進捗状況等を把握することを目的として、事業概要を明記した資料の提出等を適宜求める場合があります。また、本調査で実施した内容については、本調査実施中、あるいは終了後に、成果発表会等にてご発表いただく場合もあります。

5-3. 知的財産権の帰属

本調査の成果は原則として環境省に帰属しますが、委託契約に基づき、産業技術力強化法第 19 条に掲げられた事項を受託者が遵守すること等を条件として、特許権等を受託者へ帰属させることができます。

6. 提案の手続き案内について

6-1. 提案方法

本調査に参加を希望する者は、以下の書類を提出して下さい（下記 10. の問い合わせ及び提案書類送付先まで必ず書留郵便等の配達記録が残る方法にて送付して下さい）。

① 提案技術についての資料

別紙提案様式の各項目（記入枠は適宜拡大していただくことは可能）について記入したものを正 1 部、副 1 1 部及び CD-R に記録した電子情報 1 式を提出して下さい。

② 提案者に関する資料

提案者の概要等がわかる資料（様式自由）を正 1 部、副 1 部提出して下さい。

③ その他関連資料

①及び②については、情報公開請求等があった場合には、公開することが基本となりますので、企業秘密を含む情報は別冊にし、その旨を記載の上①及び②に準じた部数を提出して下さい。

6-2. 提案の締め切り

平成 26 年 2 月 14 日（金） 17 時 00 分 必着（書留郵便等の配達記録が残る方法により提出）

7. スケジュール（見込み）について

平成 26 年 1 月 17 日	公募の開始
平成 26 年 2 月 14 日	公募の締切
平成 26 年 2 月下旬	1 次評価結果通知
平成 26 年 3 月下旬	2 次評価結果通知
平成 26 年 5 月	契約の締結（実証試験開始）及び公表
平成 27 年 3 月	実証技術の評価
平成 27 年 4 月以降	事後報告（実証終了後 10 年間）

8. その他の留意事項

- ① 特許に関する調整事項がある場合は、提案の前に調整を済ませて下さい。
- ② 実証試験の実施に際し、機器の故障、破損等の損害が発生した場合や、第三者との間に係争が生じた場合等において、環境省は一切の責任を負いません。
- ③ 実証試験課題の選定等に当たり、追加で資料の提出を依頼することがあります。

9. 問い合わせ及び提案書類送付先

環境省 水・大気環境局 土壤環境課 土壤モニタリング係
「低コスト・低負荷型土壤汚染調査対策技術担当」
TEL 03-5521-8338
FAX 03-3501-2717
E-mail mizu-dojo@env.go.jp
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2